JDSF 岩手各種事業の共催、後援、協賛等に関する対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県ダンススポーツ連盟(以下「JDSF 岩手」)が開催する各種事業の共催、後援、協賛等に関する対応について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 JDSF 岩手の事業を開催するにあたって共催、後援依頼、協賛依頼等を検討する場合には、以下の基本方針によるものとする。
- (1) JDSF 岩手にとって有益であること。
- (2) JDSF 岩手登録会員にとって有益であること。
- (3) ダンススポーツ愛好者にとって有益であること。
- (4) ダンススポーツの普及拡大にとって有益であること。
- (5) その他 JDSF 岩手の目的達成に必要と認められること。

(共催の相手の選考基準)

- 第3条 JDSF 岩手の事業を他の団体等と共催する場合の相手は、以下のいずれかに該当するものとする。
- (1) JDSF 又は JDSF 東北ブロック
- (2) JDSF 岩手の加盟サークル又は加盟を予定しているサークル
- (3) 県又は市町村等の自治体及び当該自治体の教育委員会
- (4) 岩手県又は市町村の体育協会、レクレーション協会、芸術文化協会等
- (5) ダンススポーツに理解を示し、かつ当該事業の目的に賛同する個人、企業又は団体
- (6) 前各号に掲げるもの以外で、JDSF 岩手の事業の共催者となることが社会的に認知 され若しくは容認されると認められる個人、企業又は団体

(共催する場合の条件)

- 第4条 JDSF 岩手の事業を他の団体等と共催する場合は、以下に掲げる事項を満足しなければならないものとする。
- (1) 共催する団体等が当該事業の開催にあたり、誠意を持って対応すること。
- (2) 必要に応じて、実行委員を選出すること。
- (3) 別に定める損益を分担すること。
- (4) その他、理事会で決定した事項

(後援依頼)

- 第5条 JDSF 岩手の事業の後援を依頼する場合は、以下のことを満足する場合とする。
- (1) 後援する団体等が社会的に認知されていて、かつ、後援の効果が期待されること。
- (2) 後援依頼にあたり、法外な費用負担を伴わないこと。

(協賛の形態)

- 第6条 JDSF 岩手の事業に協賛を依頼する場合の形態は、以下のとおりとする。
- (1) 財政支援を主とした通年オフィシャルスポンサー契約
- (2) 会員を対象とした特別割引等の優遇措置
- (3) イベントプログラム等への広告掲載
- (4) イベントへの賞品又は景品の供与
- (5) 前各号に定めない金品の供与又は役務の提供等

(協賛相手の選考基準)

第7条 JDSF 岩手の事業の協賛相手は、ダンススポーツに理解を示し、かつ当該事業の目的に賛同する個人、企業又は団体でなければならない。

(協賛依頼する場合の対応等)

- 第8条 JDSF 岩手の事業に協賛依頼をする場合は、以下に掲げる事項を標準として必要な 対応を行うものとする。
- (1) 協賛条件については、あらかじめ又はその都度理事会若しくは実行委員会において 決定するものとする。
- (2) 広告掲載の場合には、スペース、料金、仕様条件等を設定の上、あらかじめホームページやイベントプログラム等で周知するものとする。
- (3) 賞品又は景品の供与の場合には、品物の内容、サイズ、重量等について検討するほか、特に食品類については保存方法や包装手段等について検討するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事会で協議し別に定める。

附則

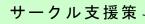
この要領は、平成19年9月29日から施行する。

事業推進関係規程の連関イメージ

岩手県ダンススポーツ連盟事業推進に関する事務取扱指針

- ・ 実行委員長の選任 (時期明示)
- 上位方針を優先の原則
- ・ 基本事項の立案(目的、対象者、成果)
- ・ 具体的な計画の立案(日時、場所、事業内容、広報手段、集客方法等)
 - ⇒ 今回追加(共催、協賛、後援等の有無とその内容)
 - ⇒ 公告募集の有無とその内容
- 事業実施(責任分担、窓口、トラブル対応)
- 事業評価(目的達成、成果測定)

くいつ、誰が、何を - やるのか!





会員拡大と普及活動展開に関する事務取扱要綱

- ・ 加盟サークルと共催する事業
 - ⇒ 実行委員、会議費、交通費、講習会手当、折半
- ・ 加盟サークルが主管する事業
 - ⇒ 実行委員、会議費、交通費、講習会手当、奨励金
- 加盟サークル等への講師派遣(謝金、交通費)
- ・ 加盟サークル等へのデモンストレーター派遣 (謝金、交通費)

JDSF 岩手各種事業の共催、後援、協賛等に関する対応要領(案)

- 基本方針
- ・ 共催の相手の選考基準
- ・ 共催する場合の条件
- 後援依頼
- ・ 協賛の形態
- ・ 協賛相手の選考基準
- 協賛依頼する場合の対応等

